政令第

号

電子記録債権法施行令

内 閣 は、 電子 記録債権法 (平成十九年法律第百二号) 第六条 (同法第四条第二項において準用する場合を

九十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

含む。)、

第四十八条第二項、

第四十九条第二項、

第五十条、

第五十三条第一項、

第五十八条第一項及び第

目次

第一章 電子記録債権の発生、譲渡等 (第一条—第十一条)

第二章 電子債権記録機関(第十二条·第十三条)

第三章 雑則(第十四条·第十五条)

附則

第一章 電子記録債権の発生、譲渡等

(電子記録の請求に必要な情報)

第一 条 電子記録の請求をする場合に電子債権記録機関に提供しなければならない電子記録債権法 (以下「

法」という。)第六条の情報の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 請求者が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって電子記録の請求をするときは、 当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法

人であるときはその代表者の氏名

兀

民法

(明治)

二十九年法律第八十九号)

第四百二十三条その他

1の法

令の規定により他

人に代わ

って電

記 録 \mathcal{O} 請求をするときは、 請 ||求者が代位者である旨、 当該: 他 人 \mathcal{O} 氏 名又は名称 及び 住 所並び に代 位 原 因

五. 請 求 者が電子記録権利者、 電子記録義務者又は電子記録名義人の 相続. 人その他 \mathcal{O} 般承継. 人であると

きは、その旨

- 六 前号の場合におい て、 電子記録名義人となる電子記録権 利者 の相 続 人その 他 の 一 般承継: 人が電子記 録
- \mathcal{O} 請 求 をするときは 電子 記 録 権 利 者 の氏 名又は 名 称 及び 般 承 継 \mathcal{O} 時 に お け る住 所
- 七 前三 号の 場合を除 き、 請 求 者が 電子 記録 権 莉 |者又 は 電 子 記 録 義務 者 (電子 記 録 権 利 者及び 電 子 記 録 義

務者がない場合にあっては、 電子記録名義人) でないときは、 電子記録権利者 電子 記録義務者又は 電

子記録名義人の氏名又は名称及び住所

八 前 各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 別 表 \mathcal{O} 電子 記録欄に掲げる電子記録の請求をするときは、 同表 の電子記

録の請求に必要な情報欄に掲げる事項

(信託の電子記録の記録事項)

第二条 信託 \mathcal{O} 電子記録においては、 次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 信託財産に属する旨

信 託 財 産 に属する電子記 録債権等 (法第四十八条第一 項に規定する電子記録債権等をいう。

章において同じ。)を特定するために必要な事項

三 電子記録の年月日

(信託の電子記録の請求)

第三条 信託 \mathcal{O} 電 子記録 は、 受託者だけで請求することができる。

2 受託者は、 次の 各号に掲げる場合には、 当該各号に定める電子記録の請求と同 時 に、 信託の 電子記録 \mathcal{O}

請求をしなければならない。

以下この

電子 記 録 債権 (保 証 記 録 に係るも の及び 特別 求償権を除く。 0 発生又は 電 子 記 録 債 権 \mathcal{O} 譲 渡に ょ り

電 子 記 録 債 権 が 信 託 財 産に属することとなる場合 発生記録 録 又は 譲 渡 記 録

法第二十八条に規定する求償権 \mathcal{O} 譲渡に伴う電子記録債 権 の移転により当該電子記録債権が信託財産

に属することとなった場合 同条の変更記録

 \equiv 電子 記 !録債権を目的とする質権 (転質の場合を含む。) の設定により当該質権が信 託財産に属するこ

ととなる場合 質権設定記録 (転質の電子記録を含む。)

兀

電

子

記

録

債

権を目的

とする質権

(転質の場合を含む。)

の被担保債

権

の譲渡に伴う当該質

権

の移転

に

ょ り 当 該質 異権が信託 託財産に属することとなった場合 質権又は転質の移転による変更記録

受益者又は委託者は、 受託者に代わって信託の電子記録 の請求をすることができる。

(受託者の変更による変更記録等)

3

第四条 受託 者 \mathcal{O} 任 務が 死亡、 後見開 始若しく 、は保佐 開 始 \mathcal{O} 審 判、 破 産 手 · 続 開 始 の決定、 法 人の合併以外 \mathcal{O}

理 由 に ょ る 解散 又は裁判 所若しくは 主務官庁 (その 権 限 の委任を受け た国 に所 属 する 行 政 庁及びそ \mathcal{O} 権 限

に 属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。) の解任命令により終了し、 新たに受託者が選任 さ

れたときは、 信託財 産 に属する電子記 録債権等についてする受託者の変更による変更記録は、 法第二十九

条第 項の 規定にかかわらず、 新たに選任された当該受託者だけで請求することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、 その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したと

きは、 信託財産に属する電子記録債権等についてする当該受託者の任務の終了による変更記録は、

十九条第 一項の規定に カゝ かわらず、 他の受託者だけで請求することができる。

(信託財産に属しないこととなる場合等の電子記録)

第五 条 信 託 \mathcal{O} 電子記 録 を削除する旨の変更記 録 は、 法第二十九条第 項の 規定にかかわらず、 受託者

託 財 産に属する電子記録債権等が固有財産に属することにより当該電子記録債権等が 信託財産に属 しな

こととなった場合にあっては、 受託者及び受益者)だけで請求することができる。

2 信 託管理人がある場合における前項の規定の適用については、 同項中 「受益者」 とあるのは、 信

理人」とする。

3 諸者は、 次の 各号に掲げる場合には、 当該各号に定める電子記録の請求と同時に、 信託の 電子記録を

削除する旨の変更記録の請求をしなければならない。

信信

信託 財 産 に属する電子記録債権 の譲渡により当該電子記録 債権 が 信託財産 に属 しないこととなる場合

譲 渡 記 録

法第二十八条に規定する求償権の譲渡に伴う信託財産に属する電子記録債権の移転により当該電子 記

録 .債権が信託財産に属しないこととなった場合 同条 の変更記 録

 \equiv 信 託 財 産 に属する電子記録債権に係る債務につい ての支払等 (法第二十四条第一号に規定する支払等

を *(*) . う。 第五 一号に お **,** \ て同じ。 により当該 電 子記 録債 権 が 信 託財 産 に属しないこととなった場合に お

1 て当該支払等に つ 1 7 の支払等記 録 (法第六十三条第二項又は第六十五条の規定によるもの を除い

がされるとき 当該支払等記録

匹 電子 記 !録債権を目的とする質権 (転質の場合を含む。次号において同じ。) で信託財産に属するもの

 \mathcal{O} 被 担 保債 権 の譲 渡に伴う当該質権 の移転により当該質権 が信 託財産に属しないこととなった場合 質

権 文は 転 質 \mathcal{O} 移転 に よる変更記録

五. 電 子 記 録 債 権を目的 とす うる質権で で信 託 財 産 に 属するも \mathcal{O} の被 担 保債権 に係る る債務に 0 V 7 0) 支払等に

ょ ・当該質権が信託財産に属しないこととなった場合において当該支払等についての支払等記録がされ

るとき 当該支払等 記 録

強 制 執 行等 \mathcal{O} 電 子 記 録 \bigcirc 記 録 事 項

第六条

強制

執行等の電子

記録においては、 次に掲げる事項を記録しなければならない。

強制 執行等 (強 制執行、 滞納処分その他 の処分の 制限をいう。 以下この条及び次条において同じ。)

 \mathcal{O} 内容

強 制 執 行等 \mathcal{O} 原 因

三 強制 執 行等に係 る 電子記録債権等を特定するために必要な事 項

兀 強 制 執行等をし た債権者があるときは、 債権者の氏名又は名称及び住所

五. 電子 記 録 の年月 日

(強 制執 行等 \mathcal{O} 電 子 記 録 の削 除

第七条 電 子債 権 記 録 機 関 は、 強制 執行等 が 電 子 記録がされた後、 差押 .債権者が第三債務者から支払を受け

た場合、 強制 執 行 による差押 ,命令 \mathcal{O} 申 -立てが 取 り下 げ 5 れ た場合、 滞納 処分による差押 えが 解 除 され た 場

合その他当該強制執行等 の電子記録に係る強制執行等の手続が終了した場合において、 その旨 [の書類 の送

達を受けたときは 遅滞なく、 当該強 制 執 行 等の 電子記録 を削除 する旨の変更記録をしなけ ればならな

(仮処分に後れる電子記録の削除)

第八条 電子記録債権 等に うい 7 の電子記録の請求をする権利を保全するための処分禁止の仮処分に係る強

制 執 行等の 電子記録がされた後、 当該仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を電子記録義務者とする当該

電子 記 録 の請求をする場合に お į١ ては、 当該 仮処分の後にされた電子記録を削除する旨 の変更記録 は、 当

該債権者が単独で請求することができる。

(電子記録の訂正)

第九条 電 子債権 記録機関 は、 発生記録に法第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項が記録され

て 1 る場合にお いて、 その記録 の内容に抵触する譲渡記録 保証 記 録、 質権設定記録又は分割 記 録 がされ

てい るときは、 電子記 録 の訂正 をしなけ れば ならない。 ただし、 電子記録上の 利害関係を有す る第三者が

ある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。

2 法第十条第三 項 から 第 五 項 ま での 規 定 は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による電子記録の訂 正について準用する。

(電子記録の訂正等をする場合の記録事項)

第十条 電子債権 記録機関は、 法第十条第一項若しくは前条第一 項 の規定により電子記 録 の訂正をし、 又は

法 第十 -条第二 項 \mathcal{O} 規定により で電子記録 録 の回復をするときは、 当該 訂 正又は回 復 \mathcal{O} 年月日 をも記録 しなけ 'n

ばならない。

(電子記録の嘱託)

第十一条 この 政令に規定する電子記録の請求による電子記録の手続に関する法の規定には当該規定を法第

四条第二 一項にお ζ) て準 用する場合を含むものとし、 この政 令中 「請求」 及び 「請求者」 にはそれぞれ嘱 託

及び嘱託者を含むものとする。

第二章 電子債権記録機関

(最低資本金の額)

第十二条 法第五十三条第一項に規定する政令で定める金額は、 五億円とする。

金融機関)

第十三条 法第五十八条第一 項に規定する政令で定める金融 機関は、 次に掲げるものとする。

銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行 (同法第四十七条第二項に規定

する外国銀行支店を含む。)

長期 信 用 銀 行法 (昭 和二十七年法律第百八十七号) 第二条に規定する長期信 用 銀行

三 株式会社商工組合中央金庫

四 農林中央金庫

五. 信用 協同 組合及び中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号) 第九条の九第 一項第一号

の事業を行う協同組合連合会

六 信用金庫及び信用金庫連合会

七 労働金庫及び労働金庫連合会

八 農業協同 組合及び農業協同 組合連合会 (農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第

一項第三号の事業を行うものに限る。)

九 を行うもの 漁業協 同 に 組 限 合 る。 (水産業協 漁業協同 同 組 合法 組 合 昭 連合会 和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第 (同法第八十七 条第一 項第四号 \mathcal{O} 事業を行うも 項第四 \mathcal{O} 号 12 0 限 る。 事 業

水産加 工業協 同 . 組 合 (同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。) 及び水産加工業協

同 組 合連合会 (同 法 第 九 + 七条第 項第二号の事業を行うも のに限る。

十 日本銀行

第三章 雑則

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

一 法第五十一条第一項の規定による指定

第十四条

法第九十二条第

一項に規定す

る政令で定める権限

は、

次に掲げるものとする。

二 法第五十一条第二項及び第七十五条第二項の規定による

三 法第七十五条第一 項 の規定による法第五 + 条 第 項 \mathcal{O} 指定 \mathcal{O} 取 消し

(財務局長等への権限の委任)

第十五条 法第九十二条第 一項 \hat{O} 規定により金 融庁長官に委任された権限のうち、 法第七十三条第 項 \mathcal{O} 規

定に ょ る 権限 は、 電子 債 権 記 録 機 関 \mathcal{O} 本 店 \mathcal{O} 所在 地 を管轄 す んる財 務 局 長 (当該 所 在 地 が 福 尚 財 務 支局 \mathcal{O} 管

轄 区 域 角 にあ る場 合に あ つ 7 は、 福 畄 財 務支局 長 も行うことができる。

2 法第七十三条第一 項の規定による権限で電子債権記録機関 の本店以外の営業所又は当該電子債権記録機

関 から業務の委託を受けた者 (以下この条に おいて 「営業所等」 という。 に関するものについては、 前

項 E 規定する財 務 局 長又は 福 尚 財 務 支局 長 \mathcal{O} ほ か、 当 該営業所等 \mathcal{O} 所 在 地 を管轄 する財 務局 長 (当該) 所 在

地 が 福 尚 財 N務支局 (の管轄 区域内にある場合にあっては、 福 畄 財務支局長) も行うことができる。

3 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により、 電子債権記録機関 の営業所等に対して報告若しくは資料の提出 0 命令又は検査若

、は質問 (以下この項に おい 7 「報告命令等」という。)を行った財務局長又は 福岡 財 務支局 長 は 当該

電子債 該 報告 命 権 令等を行うことができる。 記 鼠録機関 \mathcal{O} 本 店又は当該営業所等以外の営業所等に対する報告命令等の 必要を認めたときは、

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(〇〇令の一部改正)

第○条○○令の一部を次のように改正する。

当

別表 (第一条関係)

	三支払等記録	二 譲渡記録	一 発 生 記 録	項 電子記録
ロ 法第二十七条第一号から第三号までに掲げる事項イ 当該変更記録がされることとなる債権記録の記録番号	ロ 法第二十四条第一号から第五号までに掲げる事項イ 当該支払等記録がされることとなる債権記録の記録番号	ハ 法第十八条第二項第一号から第四号までに掲げる事項ロ 法第十八条第一項第一号及び第三号に掲げる事項イ 当該譲渡記録がされることとなる債権記録の記録番号	ロ 法第十六条第二項第一号から第十四号までに掲げる事項イ 法第十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項	電子記録の請求に必要な情報

		担	担保債権の額
五.	保証記録	7	当該保証記録がされることとなる債権記録の記録番号
		口	法第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
		ハ	法第三十二条第二項第一号から第九号までに掲げる事項
六	質権設定記録(次項	イ	当該質権設定記録がされることとなる債権記録の記録番号
	の電子記録を除く。	口	法第三十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
)	ハ	法第三十七条第二項第一号から第七号までに掲げる事項
七	根質権の質権設定記	7	当該根質権の質権設定記録がされることとなる債権記録の記録番号
	録	口	法第三十七条第三項第一号から第四号までに掲げる事項
		ハ	法第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる事項
八	質権の順位の変更の	\downarrow	当該電子記録がされることとなる債権記録の記録番号
	電子記録	口	法第三十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
九	転質の電子記録(次	7	当該転質の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号

ロ 法第四十二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	一元本の確定の電子記		
イ 当該電子記録がされることとなる債権記録の記録番号	根質権の担保すべき	+	
第五号までに掲げる事項			
二 法第四十条第二項において準用する法第三十七条第四項第一号から			
第四号までに掲げる事項			
ハ 法第四十条第二項において準用する法第三十七条第三項第一号から			
ロ 転質の目的である質権の質権番号	質の電子記録		
イ 当該転質の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号	根質権を設定する転	+	
第七号までに掲げる事項			
二 法第四十条第二項において準用する法第三十七条第二項第一号から			
第三号までに掲げる事項			
ハ 法第四十条第二項において準用する法第三十七条第一項第一号から	0		
ロ 転質の目的である質権の質権番号	項の電子記録を除く		

	録		
+:-	分割記録	イ	原債権記録の記録番号
		口	電子記録債権の分割をする旨
		<i>/</i> \	法第四十四条第一項第三号に掲げる事項
		=	法第四十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項
		ホ	法第四十六条第一項第三号及び第四号に掲げる事項
		^	法第四十七条各号に掲げる場合にあっては、ハからホまでの規定に
		کار ا	かかわらず、これらの規定の例に準じて主務省令で定める事項
十三	信託の電子記録	1	当該信託の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号
		口	第二条第一号及び第二号に掲げる事項
十四四	強制執行等の電子記	1	当該強制執行等の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号
	録	口	第六条第一号から第四号までに掲げる事項